

○鈴鹿市男女共同参画審議会規則

平成18年6月29日規則第57号

改正

平成28年3月14日規則第10号

鈴鹿市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市男女共同参画推進条例（平成18年鈴鹿市条例第21号）第13条第7項の規定に基づき、鈴鹿市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会は、次に掲げる委員で組織し、市長が任命する。

- (1) 市民から公募した委員
- (2) 男女共同参画に関し識見を有する委員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める委員

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、すべての会務を取りまとめ、管理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、その所掌事務に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、地域振興部男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に開催される会議は、第4条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。
(鈴鹿市市民委員会規則の一部改正)
- 3 鈴鹿市市民委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第9号）の一部を次のように改正する。
別表5の項を次のように改める。

5 削除

別表31の項を削る。

附 則（平成28年3月14日規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。